

令和7年9月25日

令和7年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和7年9月22日付託分)

政 策 局

目 次

ページ

1	令和7年第3回神奈川県議会定例会（9月8日・9月22日提案分）提出議案件数調……………	1
	（1） 予算 ……………	1
	（2） 条例その他 ……………	1
2	令和7年度9月補正予算会計別集計表 ……………	1
	（1） 令和7年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書……………	2
	（2） 令和7年度神奈川県特別会計9月補正予算会計別財源調書……………	2
3	令和7年度一般会計9月補正予算歳出の事業【政策局関係】……………	3
4	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要 ……………	4

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 政策局

1 令和7年第3回神奈川県議会定例会（9月8日・9月22日提案分）提出 議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数
一 般 会 計	1
特 別 会 計	1
企 業 会 計	—
合 計	2

(2) 条例その他

区 分	件 数		
	その1	その2	計
条 例 の 改 正	6	—	6
工 事 請 負 契 約 の 締 結	1	—	1
動 産 の 取 得	2	—	2
指 定 管 理 者 の 指 定	6	—	6
決 算 の 認 定 (公営企業及び流域下水道事業決算)	1	—	1
決 算 の 認 定 (一般会計及び特別会計決算)	—	1	1
合 計	16	1	17

2 令和7年度9月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,230,364,117	4,209,418	2,234,573,535
特 別 会 計	2,283,395,334	714,398	2,284,109,732
企 業 会 計	164,513,842	—	164,513,842
合 計	4,678,273,293	4,923,816	4,683,197,109

(参考) 前年度(令和6年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	9月補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,116,738,740	164,103	2,116,902,843
特 別 会 計	2,246,937,608	200,000	2,247,137,608
企 業 会 計	160,320,680	—	160,320,680
合 計	4,523,997,028	364,103	4,524,361,131

(1) 令和7年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳									備 考
		国 庫 支出金	分担金 及 び 負担金	使用料 及 び 手数料	財 産 収 入	寄附金	繰入金	諸収入	県 債	一 般 財 源	
政 策 局	151,565	151,565									
環境農政局	50,000									50,000	
健康医療局	2,703,930									2,703,930	
産業労働局	1,303,923									1,303,923	
合 計	4,209,418	151,565								4,057,853	繰越金 4,057,853

(2) 令和7年度神奈川県特別会計9月補正予算会計別財源調書

(単位 千円)

会 計 名	予 算 額	財 源 内 訳									備 考
		国 庫 支出金	分担金 及 び 負担金	使用料 及 び 手数料	財 産 収 入	繰入金	事 業 収 入	諸収入	県 債	繰 越 金	
中 小 企 業 資 金 会 計	714,398					364,398			350,000		
合 計	714,398					364,398			350,000		

3 令和7年度一般会計9月補正予算歳出の事業【政策局関係】

2 款 総務費 5 項 統計調査費

- ・ 社会経済統計調査費 151,565千円
国勢調査に係る所要経費の増に対応するため、市町村に対する交付金を増額する。

4 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、1法人を新たに加え、1法人の控除対象期間を更新するほか、指定更新の申出がなかった1法人を削除するなど、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日

令和7年11月1日。ただし、新たに指定する法人等については、公布の日。